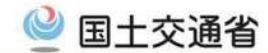


【①まちづくりの方針(ターゲット)の検討】

考え方と事例

3. まちづくりの方針(ターゲット)検討について



- 立地適正化計画の作成にあたり、医療・福祉・子育て支援等都市の活動に関して重要な機能を位置付け誘導をしていくためには、これらの施策と立地適正化計画が一体となって解決すべき都市が抱える課題とまちづくりの方針(ターゲット)を設定・共有する必要があります。
- ターゲットとは、効果的な施策を実施する「戦略」の基本方針とも言えるものです。したがって、誰を対象に(例えば高齢者なのか子育て世代なのか)、何を実現するか・変えるか(健康な高齢者を増やす、子育て世代の生活利便性を向上させる)というレベルまで、対象と目的を明確化するように検討することが重要です。
- 立地適正化計画をパブリックコメント等により住民に説明する際に、立地適正化計画を作成することで何を変えて、何を実現しようとしているかを説得力をもって説明するためにも、明確なターゲットの設定と、その必要性の的確な説明が重要です。

〈取組事例1〉A市

都市が抱える課題

○合併により類似・重複した公共施設を多く保有
○公共施設の老朽化等に伴う維持管理・更新費の増大
⇒公共施設の見直しや維持管理コストの適正化が必要

○合併後の拠点の役割と公共交通ネットワークの不整合
⇒公共交通ネットワークの見直しが必要

まちづくりの方針(ターゲット)

拠点への公共施設の集約・再編と余剰資産の民間による活用

〈取組事例2〉B市

都市が抱える課題

○高齢化による社会保障費の増加
⇒高齢化率が市域全体で〇〇%となっており、社会保障費ともに増加傾向となっている状態

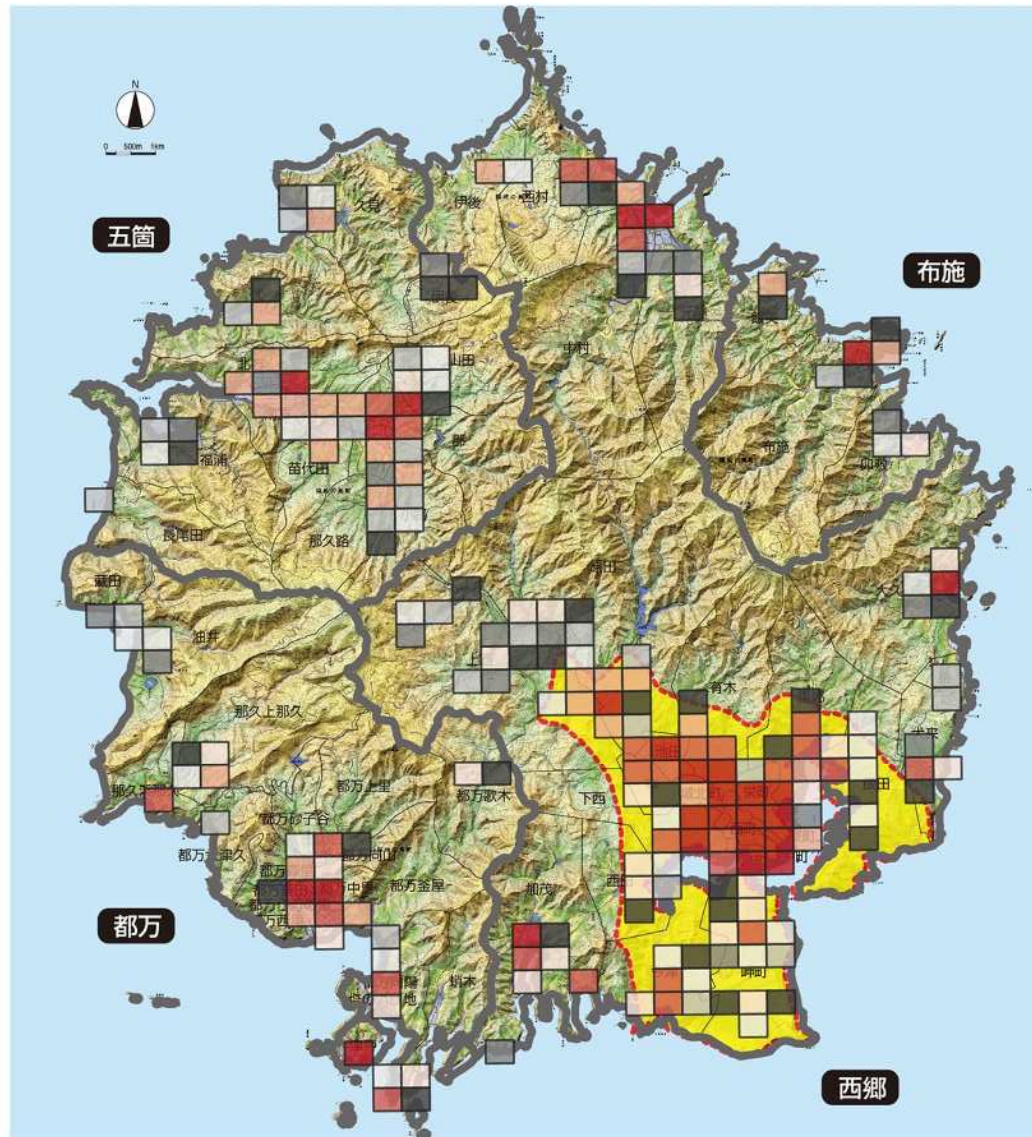
○村部集落地域の衰退(少子高齢化)
⇒集落のコミュニティが衰退するとともに、集落に残された既存インフラの有効活用が困難な状態

まちづくりの方針(ターゲット)

都市部と村部が持続できる歩いて暮らせる健康なまちづくり

※これらのターゲットに併せて必要な防災・減災上の取組は防災指針に定める(「8. 防災指針の検討について」を参照) 72

- 町全体をみると、都市計画区域内に人口が集中しています。（町の人口の約6割）



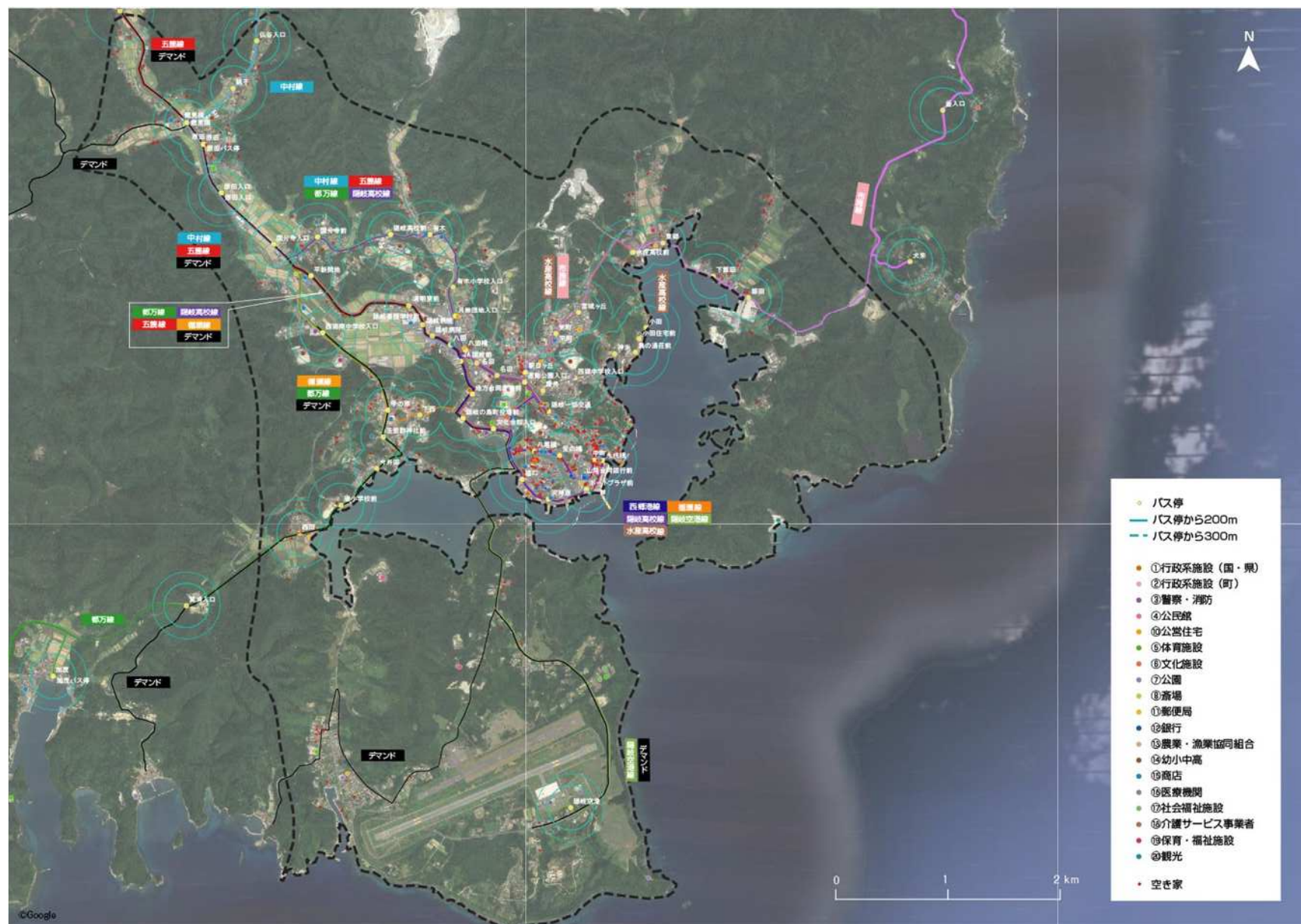
- 都市計画区域外の集落や人口集積地と都市計画区域とを**交通ネットワークで連携させる必要があります。**

都市計画区域

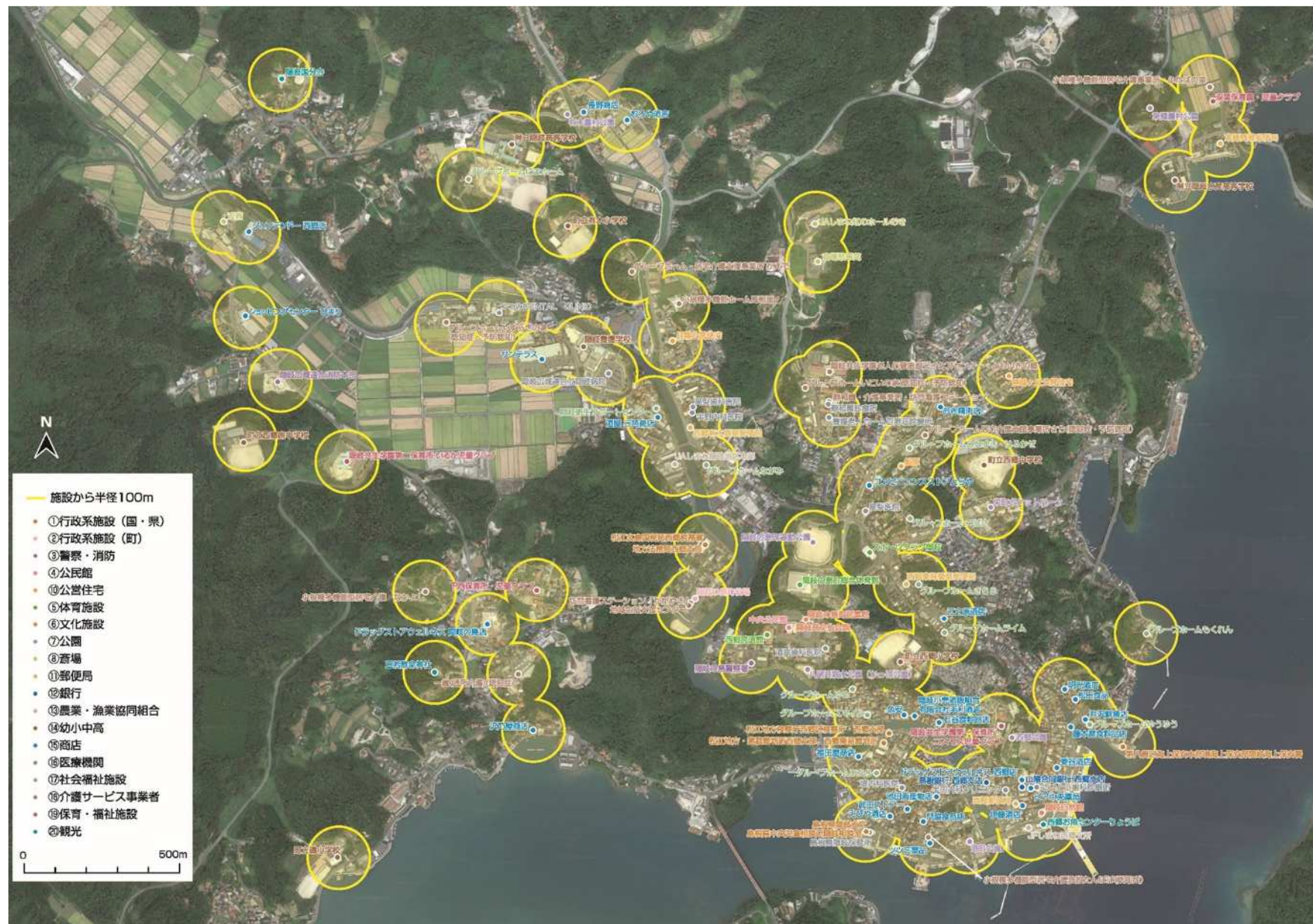
H27年国勢調査(人口500mメッシュ)

- 1 - 5人未満
- 5 - 9人未満
- 9 - 17人未満
- 17 - 28人未満
- 28 - 44人未満
- 44 - 70人未満
- 70 - 142人未満
- 142人以上

- 都市計画区域内は、西郷港玄関口地域（西郷港玄関口まちづくり計画範囲）や平や城北町など国道485号などの沿道を中心に人や都市機能が集積しています。



【拡大版】



- 



5